

居宅介護支援契約書

居宅介護支援重要事項説明書

個人情報使用同意書

(平成27年10月1日改定)



基本理念

全ての人の尊厳のために

私達は、全ての人の尊厳を守ります。

ご利用者様のために

私達は、サービスを求める全てのご利用者様に、誠実かつ献身的に仕え、その自立を支援します。

地域とともに

私達は、介護サービスを通じて社会に貢献し、地域の方々と強い絆を育みます。

未来へ

私達は、先進かつ不屈の精神で、常に新しい事に
挑戦します。

最高のものを

私達は、一人一人がプロとしての倫理と誇りをもち、
謙虚な姿勢で臨み、最善を尽くします。

ケアマネジメント庵原屋日和館 契約書

様(以下、「契約者」という)と、居宅介護支援事業者ケアマネジメント庵原屋日和館(以下、「事業者」という)は、事業者が契約者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約を締結します。

第1条(契約の目的)

事業者は、介護保険法の趣旨に従い、契約者が居宅において、自らの意思に基づき可能な限り自立した、質の高い日常生活を送ることができるように支援認定を目的とした居宅介護支援事業を提供します。

第2条(契約期間)

1. この契約の契約期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
2. 契約満了日までに、契約者から事業者に対して、文章による契約終了の申し出が出ない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条(介護支援専門員)

1. 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を、契約者へのサービスの担当者として任命し、その介護支援専門員は、契約者の居宅介護支援に関する業務を担当します。
2. 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時や契約者およびご家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第4条(居宅サービス計画作成の支援)

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成を支援するに当たり、公正中立な立場で、懇切丁寧に行うことを旨とし、契約者およびご家族に対し、説明を行います。

1. 居宅サービス計画の作成に当たっては、契約者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、契約者の心身またはご家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に居宅サービス等の利用が行われるようにします。
2. 契約者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付

けるよう努めます

3. 契約者によるサービスの選択に資するよう、地域における居宅サービス事業者などに関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者またはご家族に対して提供します。
4. 契約者の居宅を訪問し、契約者および家族の理解を得た上で、面接や適切な方法により、契約者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて契約者が現に抱える問題点を明らかにし、契約者が自立しできるように支援する上で解決すべき課題を把握します。
5. 契約者およびご家族の希望および地域における居宅サービス等が提供される体制を勘案して、解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組み合わせについて検討し、契約者およびご家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標およびその達成時期、サービスの種類内容および利用料ならびにサービスを提供する上での留意事項を記載した居宅サービス計画の原案を作成し、契約者およびご家族に説明した上、同意を得ます。
6. その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第5条(サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会)

居宅サービス計画の作成のために、原案に位置付けた居宅サービス等の担当者を招集して会議を開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとします。

第6条(経過観察・再評価)

居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員が担当居宅します。

1. 毎月、サービス利用票を交付し、訪問した上で、経過の把握に努めます。
2. 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
3. 契約者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分申請の支援等の必要な対応を継続的に行ないます。

第 7 条(サービス提供の記録)

1. 事業者は、居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後 2 年間保管します。
2. 契約者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、契約者に関する第 1 項のサービス実施記録を閲覧できます。

第 8 条(居宅サービス計画の変更)

契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、契約者と事業者双方の合意を持って居宅サービス計画を変更します。

第 9 条(要介護認定等の申請に係る援助)

事業者は、契約者が介護保険等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるように契約者を援助します。事業者は、契約者が希望する場合は、要介護認定等の申請を契約者に代わって行います。

第 10 条(施設入所への支援)

事業者は、契約者が介護保険施設への入居または入所を希望した場合、契約者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

第 11 条(料金)

居宅介護支援に関する料金については、法律の規定に基づいて契約者の自己負担はありません。但し、契約者の介護保険料の滞納等により、事業者がサービス利用料金に相当する給付を受領できない場合は、契約者が事業者に全額を支払うものとします。

第 12 条(契約の終了)

1. 契約者は、事業者に対して、居宅介護支援契約解除届出書(様式 1)で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。
2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、契約者に対して、1 ヶ月間の予定期間を置いて事由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は地域のほかの居宅介護支援事業者に関する情報を契約者に提供します。
3. 事業者は、契約者およびご家族が、事業者や介護支援専門員に対して、

この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。

4. 次の事由に該当した場合、この契約は自動的に終了します。
 - ① 契約者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。
 - ② 契約者が死亡した場合。

第13条(秘密保持)

1. 事業者、介護支援専門員および事業者が使用する者は、サービス提供をする上で知り得た秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者及び従業者は契約者およびご家族の個人情報を、下記の目的以外には使用できません。
 - ① 事業者が介護サービスの利用者様に提供するサービス
 - ② 介護保険事務
 - ③ 事故等の報告
 - ④ 契約者のサービス向上
 - ⑤ 契約者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等の業務委託
 - ⑥ その他の業務委託
 - ⑦ ご家族等への心身の状況説明
 - ⑧ 保険事務の委託
 - ⑨ 審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ⑩ 審査支払い機関又は保険者からの紹介への回答
 - ⑪ 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届け等

第14条(賠償責任)

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により契約者の生命身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第15条(相談・苦情・個人情報開示請求対応)

事業所は、契約者からの相談、苦情に対応する窓口を設置し、自ら提供し

た居宅介護支援または居宅サービス計画に位置付けた指定居宅介護サービス等に関する契約者の要望苦情等に対し、迅速に対応します。又、個人情報の開示請求には、緊急の場合を除き、確認後適当であると判断された後に開示いたします。尚、コピー1枚につき10円いただきます。

第16条(善管注意義務)

事業者は、契約者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意義務を持ってその業務を遂行します。

第17条(本契約に定めのない事項)

1. 契約者と事業者は、信義誠実を持って本契約を履行するものとします。
2. 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

以上

居宅介護支援重要事項説明書

当事業者が提供する、居宅介護支援の内容に関し、
あなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業者(法人)の概要

事業者名称	有限会社 庵原屋
所在地	静岡市清水区江尻町4番41号
電話	054-367-0106
FAX	054-363-6867
法人種別及び名称	有限会社 庵原屋
代表者名	代表取締役 鈴木敏博

2 事業所の概要

事業所名	ケアマネジメント庵原屋日和館
所在地	同上
管理者の名前	福本隆英
介護保険事業所番号	2274205596
指定年月日	平成16年12月15日
指定更新年月日	平成22年12月15日
事業の実施地域	静岡市

3 事業者の職員の体制

管理者兼介護支援専門員	1名
介護支援専門員	1名

平成27年10月1日現在

4 サービスの提供時間

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

(但し、電話連絡にて24時間365日対応)

5 提供する居宅介護支援サービスの内容・提供方法

- ア 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成
- イ サービス提供事業者との連絡調整
- ウ 市町村、保険医療福祉サービス機関との連絡調整
- エ サービス利用時の苦情受け付け
- オ 要介護等認定の申請代行

6 費用(1単位 10,42円)

1. 居宅介護支援費(1月につき)

居宅介護支援費(Ⅰ)	
(一) 要介護1又は要介護2	1,005 単位
(二) 要介護3、要介護4又は要介護5	1,306 単位
居宅介護支援費(Ⅱ) 取扱件数が40以上60未満の場合において、40以上の部分について算定する。	
(一) 要介護1又は要介護2	502 単位
(二) 要介護3、要介護4又は要介護5	653 単位
居宅介護支援費(Ⅲ) 取扱件数が60以上である場合において、40以上の部分について算定する。	
(一) 要介護1又は要介護2	301 単位
(二) 要介護3、要介護4又は要介護5	392 単位

2. 初回加算 300 単位

新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。

3. 特定事業所加算(Ⅱ) 300 単位

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、都道府県知事に届け出た指定居宅介護支援事業所は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。

4. 入院時情報連携加算

利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

(1) 入院時情報連携加算(Ⅰ) 200 単位

病院又は診療所に訪問し、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合

(2) 入院時情報連携加算(Ⅱ) 100 単位

入院時情報連携加算(Ⅰ)以外の方法により、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合

5. 退院・退所加算 300 単位

病院若しくは診療所に入院していた者又は、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設に入所していた者が退院又は退所

し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に対する必要な情報を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合には、入院又は入所期間中につき3回を限度として所定単位数を加算する。

6. 認知症加算 150 単位

日常生活に支障をきたすおそれのある症状、若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合には、1月につき所定単位数を加算する。

7. 独居高齢者加算 150 単位

独居の利用者に対して指定居宅介護支援を行った場合には、1月につき所定単位数を加算する。

8. 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300 単位

利用者が指定小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を、当該指定小規模多機能型居宅介護を提供する指定小規模多機能型居宅介護事業所に提供し、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。

9. 複合型サービス事業所連携加算 300 単位

利用者が複合型サービスの利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を、当該指定複合サービスを提供する指定複合型サービス事業所に提供し、当該指定複合型サービス事業所における居宅サービス計画の作成に協力した場合に、所定単位数を加算する。

10. 緊急時等居宅カンファレンス加算 200 単位

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に、利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合、利用者一人につき1月に2回を限度として所定単位数を加算する。

※要介護の認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納により、支援事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用料をお支払いいただくこともあります。なお、通常の事業実施地域を越えて指定居宅介護支援を行う場合、実費の交通費あるいは、自動車使用では1kmにつき50円の交通費を徴収します。

7 サービス内容に関する苦情・個人情報の開示請求等相談窓口

事業主体や施設に設置している、ご利用者からの苦情に対応する窓口

窓口の名称	苦情解決責任者:鈴木和佳子 苦情解決担当者:福本隆英	
電話番号	054-388-9660	
対応している時間	土日を除き	8:30～17:30
定休日等	担当者不在時でも、当直者が対応いたします。	
上記以外のご利用者からの苦情に対応する主な窓口等		
窓口の名称	1. 静岡県国民健康保険団体連合会 TEL054-253-5590 平日 8:30～17:00	
	2. 静岡市葵区役所高齢者福祉課 TEL054-221-1201 平日 8:30～17:15	
	3. 静岡市駿河区高齢介護課 TEL054-287-8678 平日 8:30～17:15	
	4. 静岡市清水区高齢介護課 TEL054-354-2115 平日 8:30～17:15	

8 担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は以下ですが、やむを得ない事由で変更する場合は、事前に連絡致します。

1	担当 介護支援 専門員	氏名	
		連絡先	
2	担当 介護支援 専門員	氏名	
		連絡先	
3	担当 介護支援 専門員	氏名	
		連絡先	

9 お問い合わせ

支援介護事業者が交付する契約書・重要事項説明書・サービス利用表等の、介護に関する書類は、大切に保管してください。

個人情報使用同意書

当社は、信頼の介護サービスに向けて、利用者様に良い介護を受けていただけるよう、日々努力を重ねております。「利用者様の個人情報」につきましても、適切に保護し管理することが、非常に重要と考えております。そのために当社では、以下の個人情報マニュアルを定め、確実な履行に努めます。

1 個人情報収集について

当社が利用者様の個人情報を収集する場合、利用者様の介護に関わる範囲で行います。その他の目的に個人情報を利用する場合は、利用目的をあらかじめお知らせし、ご了解を得た上で実施します。

2 個人情報の利用及び提供について

当社は、利用者様の個人情報の利用につきましては以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて使用しません。

- ・利用者様の了解を得た場合
- ・個人を識別あるいは特定できない状態に、加工して利用する場合
- ・法令等により提供を要求された場合

当社は、法令の定める場合等を除き、利用者様の許可なく、その情報を第三者に提供いたしません。

3 個人情報の適正管理について

当社は利用者様の個人情報について、正確かつ最新の状態に保ち、利用者様の個人情報の漏洩、紛失、改ざんまたは利用者様の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。

4 個人情報の確認・修正について

当社は利用者様の個人情報について、利用者様が開示を求められた場合には、遅滞なく内容を確認し対応いたします。また、内容が事実でない等の理由で、訂正を求められた場合も、調査し適切に対応いたします。

5 法令の遵守と個人情報保護の仕組みの改善

当社は個人情報の保護に関する日本の法令、その他の規範を遵守するとともに、上記の各項目の見直しを適宜行い、個人情報の仕組みの継続的な改善を図ります。

居宅介護支援 契約解除 届出書

事業者名 有限会社 庵原屋
代表取締役 鈴木 敏博 宛

私は、居宅介護支援契約にあたり、契約者、事業者双方合意のもと、居宅介護支援契約書第 12 条 1 項及び 2 項の規定により、契約の解除を届けます。

契約解除の理由

契約解除日 平成 年 月 日

契約者 住所

ご芳名 (印)

代理人 住所

ご芳名 (印)

居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、居宅介護支援契約を締結します。

居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、事業者からの居宅介護支援について、重要事項の説明を受けました。

契約者及びその家族の個人情報については、個人情報使用同意書により、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

契約者又はその家族の求めがあった時には、情報開示を速やかに中止します。

以上を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

契約締結日		平成	年	月	日
契約者・ 個人情報使用 同意者	ご住所				
	ご芳名				⑩
代理人・ 個人情報使用 同意者	ご住所				
	ご芳名				⑩
事業者	住所	静岡県清水区江尻町4番41号			
	事業社名	有限会社 庵原屋			
	代表者	代表取締役 鈴木敏博			⑩
	重要事項説明書 説明者氏名				⑩